

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 2 号
2 0 1 5 年 1 2 月 2 5 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「交番検査周期延伸」提案に関する申し入れ

12月9日、会社は、「交番検査周期延伸」に関して組合側に「提案」を行なった。しかし基本的に現在3万キロ毎に施工している検査を「6万キロ施工」にするのは、会社が日頃から言っている『安全最優先』に反する行為である。また、その「基準」となる国土交通省令についても都合よく拡大解釈していると考ええる。よって以下の通り申し入れるので早急に労使協議を開催すること。

記

1. 交番検査の周期延伸について

- (1) 交番検査の周期延伸は、国土交通省令151条及び国土交通省告示1786号により「新幹線電車は、三十日又は当該車両の走行距離が三万キロメートル超えない期間のいずれか短い期間に状態・機能検査を行わなければならない」と定められている。今回の交番検査周期延伸は、省令・告示違反であり止めること。
- (2) 国土交通省告示1786号第5条のただし書き「車両の部位」の項目は新幹線電車交番検査周期延伸には相当しない。国土交通省告示1786号第1条に定める内容と今回の会社が提案している交番検査周期延伸についての整合性を明らかにすること。
- (3) 省令に違反する「交番検査周期延伸提案」については撤回すること。
- (4) 6万キロで交番検査を施工するよりも3万キロ毎での施工が『安全最優先』である。会社としての考え方を明らかにすること。

2. 大阪交番検査車両所の検査体制の見直しについて

- (1) 「1班・47名」とは別に「車両状態解析測定業務」（測定班）の担当者を置くとしているが、何名配置してどのような作業を行うのか詳細を全て明らかにすること。また、「第2特修班」のような位置づけをして要員として配置すること。
- (2) P交終了後E交の作業指示等の確認時間は確保されるのか、明らかにすること。

- (3) チェックシート等の記帳時間を設けること。
- (4) 作業過多、トラブル等で作業時間が延びた場合の対応はどうか明らかにすること。
- (5) 今まで交番検査以前に発生した故障等で、読み出し、事実確認等を交番検査時間内でやっていたが、交番検査前に対処すべき事案であるとする。今後の対応を明らかにすること。
- (6) 総点呼、視察、安全の日等で時間を経過し、作業時間に食い込んだ場合はどう対応するか明らかにすること。
- (7) △17名の分の要員はどのように配置するか明らかにすること。

以上